

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

NO	コメントの概要	金融庁の考え方
○ 第1の柱(バーゼルⅡの枠組みの強化関係)		
1	<p>告示案において、マーケット・リスク相当額に、「追加的リスク」が加えられたが、この追加的リスクは、第一条の定義からも明らかなように、広義の個別リスクの一部であり、文脈上明らかに追加的リスクが除外されている場合を除いて、個別リスクという文言には、追加的リスクが含まれているとの理解でよいか。(例えば、第二百五十四条第一項に定める「個別リスクに係るマーケット・リスク相当額」の「個別リスク」については、追加的リスクが含まれるとの理解でよいか。)</p> <p>また、内部モデルで狭義の個別リスク及び追加的リスクをそれぞれ計測している金融機関が、証券化エクスポージャーに関して、第四節で『個別リスク』の額を第二百八十条の三に従って算出した場合には、それらのエクスポージャーに関して、更に内部モデルで追加的リスクを計測し、加算する必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり、明らかに除外されている場合を除き、個別リスクには追加的リスクが含まれているものと考えられます。</p> <p>また、第二百八十条の三に従って個別リスクを算出している証券化エクスポージャーに対して、更に内部モデルを適用し、追加的リスクを計測・加算を行う必要はありません。</p>
2	<p>バーゼル文書においては、最大可能損失ルール(maximum possible loss principle (Max Loss))として、証券化エクスポージャーに関する規程の直後に以下のような記述があるが、当該規定は本告示案においても同様に適用されるとの理解でよいか。</p> <p>Limitation of the specific risk capital charge to the maximum possible loss 712(viii). Banks may limit the capital charge for an individual position in a credit derivative or securitisation instrument to the maximum possible loss. For a short risk position this limit could be calculated as a change in value due to the underlying names immediately becoming default risk-free. For a long risk position, the maximum possible loss could be calculated as the change in value in the event that all the underlying names were to default with zero recoveries. The maximum possible loss must be calculated for each individual position.</p>	<p>貴見のとおり、最大可能損失ルールは本告示においても適用されるため、規定を修正いたします。</p>
3	<p>個別リスク計測モデルに関するベースス・リスク(同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一と言えないポジションの有するリスク)は、第二百五十三条第四項第四号において把握することが求められる一方で、追加的リスク計測モデルに関する同条第五項第七号においても、主要なベースス・リスクを把握することが求められている。同一のリスクを複数回計測して合算することは不合理であるので、ここでいうベースス・リスクに関しては、個別リスク計測モデル、または追加的リスク計測モデルのいずれか一方で把握すれば足りると考えてよいか。あるいは、ベースス・リスクのうち、デフォルトや格付遷移といった事象が生じた場合に顕在化するもののみを追加的リスク計測モデルで把握し、それ以外のものを個別リスク計測モデルで把握すると解釈すべきか。</p>	<p>計測モデルの承認基準については、各金融機関における計測モデルが合理的である限りにおいて規制上の利用を可能とするよう、特定の手法を前提としてはおりません。ご意見の点については、ベースス・リスクが適切に把握されているか、個別のモデルの審査の中で判断されるべきものと考えられます。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

NO	コメントの概要	金融庁の考え方
4	<p>第二百五十四条に定める一般市場リスク及び個別リスクに係るマーケット・リスク相当額の計算において、バリュー・アット・リスクの枠組みを用いずに計測されているリスク(例えば第二百五十三条第四項第五号に定めるイベント・リスク)に関しては、ヒストリカルデータが存在せず、適切な代理変数も見出し得ないことから、ストレス・バリュー・アット・リスクの算出も同様に不可能である。従って、従来からの運用と同様に、バリュー・アット・リスクの枠組みを用いない内部モデルで把握されたイベント・リスクを、別途加算するという取扱いでよいか。</p>	<p>ストレス・バリュー・アット・リスクの算出は、ヒストリカル・データの適用によるものであり、ご意見のようなリスクに関しては、結果的に所要資本は別途加算されないこととなります。従って、ご意見のようなリスクを相応に有する金融機関におかれては、所要資本算出がそのような制約を有していることを踏まえ、自己資本の十分性の評価、資本政策の検討、開示等の場面において、適切なストレステスト等による補足の検討を行う等の対応が期待されます。</p>
5	<p>第二百五十四条第一項第二号で定めるストレス・バリュー・アット・リスクを用いた計算は、ストレス・バリュー・アット・リスクが必ずしも日次で計測されるものではないことから、次のように変更すべきではないか。</p> <p>二 次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額</p> <p>イ 算出基準日における最新のストレス・バリュー・アット・リスク</p> <p>ロ 算出基準日を含む直近十二週間のストレス・バリュー・アット・リスクの平均値に前号ロの乗数を乗じて得た額</p>	<p>ストレス・バリュー・アット・リスクが、例えば週次で計測されている場合には、直近の計測額をもって「算出基準日のストレス・バリュー・アット・リスク」と解釈することを想定しております。なお、ストレス・バリュー・アット・リスクの計測は少なくとも週次と規定されており、日次等での計測も排除されていないことから、ご指摘のような修正を行う必要はないと考えられます。</p>
6	<p>第二百五十四条第二項で定める追加的リスクに係るマーケット・リスク相当額は、追加的リスクの額が必ずしも日次で計測されるものではないことから、同項第一号は次のように変更されるべきではないか。</p> <p>一 算出基準日における最新の追加的リスクの額</p>	
7	<p>第四節の規定では、第二百八十条の二および第二百八十条の三において、「第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき」として、銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションについて適用となる旨が明記されているが、第二百八十条の四には当該記載がない。無格付の証券化エクスポージャーについても同様のネット・ポジションが認められるものと認識しているが、そのような理解でよいか。</p>	<p>無格付の証券化エクスポージャーに関しても、第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づくネット・ポジションは可能です。</p>
8	<p>第五節の特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例において、ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブのみ(コリレーション・トレーディングに係るものを除く。)という文言が付されなかったのは何故か。このままの規定では、包括的リスクの内部モデルの承認を得た金融機関が、フロア計算をする際、第二百八十条の九に従ってコリレーション・トレーディングの個別リスクの額を計算するケースでは、ファースト・トウ・デフォルトのみを特殊な取り扱いにしなければならず、非常に大きな負担となる。また、このままの規定では、ファースト・トウ・デフォルトに指定関数方式(または集中レシオ方式)を用いることができなくなり(第五節の規定は第四節の規定に優先してしまうので)、フロアの数値が大きく上昇してしまう懸念がある。第五節は、全体としてコリレーション・トレーディングから除外するか、あるいは、第五節のなかに無格付の特定順位参照型クレジット・デリバティブに関しても、指定関数方式(または集中レシオ方式)が適用可能である旨を追加してほしい。</p>	<p>第五節の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブの特例を定めたものでありますが、証券化エクスポージャーに該当する特定順位参照型クレジット・デリバティブについて、その全てを証券化エクスポージャーとみなして、第一節から第三節の規定に基づき個別リスクの額を計算することを排除するものではありません。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

NO	コメントの概要	金融庁の考え方
9	<p>第二百八十条の九に従って、コリレーション・トレーディングの個別リスクの額を計算する際、コリレーション・トレーディングに含まれる、「当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジション(例えば、シングルネームのCDS等)」に関しては、内部モデルによるリスク計測を行ってよいと解釈できるが、そのような理解でよいか。(「第一節から前節(第五節)までの規定により」とあることから、そのように解釈されるのではないか。)</p>	<p>ご意見を踏まえ、コリレーション・トレーディングに含まれるヘッジ効果を発揮するポジションに関して、内部モデル方式が適用されないよう規定を修正いたします。</p>
10	<p>パーゼル文書では、第二百八十条の九の規定を、コリレーション・トレーディングだけでなく全ての証券化エクスポージャーに対して、平成二十五年十二月三十一日まで適用してよいとの経過措置が規定されていたが、当該措置は、本告示でも別途手当てされるものと認識してよいか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、附則第二条に、コリレーション・トレーディングに係るものを除く証券化エクスポージャーに対して、第二百八十条の九の規定を準用できるよう規定を修正いたします。</p>
11	<p>第二百八十条の十一で定める包括的リスクの額は、包括的リスクの額が必ずしも日次で計測されるものではないことから、同条第一号は次のように変更されるべきではないか。 一 算出基準日における最新の包括的リスクの額</p>	<p>貴見のとおり、例えば週次で計測されている場合には、直近の計測額をもって「算出基準日の包括的リスクの額」と解釈することを想定しております。なお、包括的リスクの計測は少なくとも週次と規定されており、日次等での計測も排除されていないことから、ご指摘のような修正を行う必要はないものと考えられます。</p>
<p>○ 第1の柱(その他)</p>		
12	<p>第七十七条第二項第六号において中核的市場参加者として「金融商品取引清算機関」が挙げられているが、海外拠点の取引においては外国の清算機関が相手となるので、外国の金融商品取引清算機関も含めてほしい。又、商品取引清算機関や外国の商品取引清算機関も含めてほしい。(金融商品取引法第二条第二十九項において金融商品取引清算機関は金融庁の承認を得た清算機関と定義されているので、外国の金融商品取引清算機関は含まれないと解釈されるのではないか。) 改訂文案 第七十七条第二項第六号 清算機関等及び外国におけるこれに相当するもの</p>	<p>第七十八条において、外国におけるレポ形式の取引に関する規定があり、発行国における基準により中核的市場参加者と認められるものとの取引については、ボラティリティ調整率の適用が不要となります。</p>